

第5章 実現のための施策

【第5章】 実現のための施策

前章で示した計画の基本方針に基づき、次のとおり将来像実現のための施策を設定します。この施策の推進にあたっては、「ガーデンシティ函館」の主要施策にある「花と緑あふれる美しいまちづくり」と連携を図りながら取り組みます。

基本理念

水と緑に包まれたうるおいのあるまちの継承

基本方針1

「水と緑に囲まれた都市・函館」を守る

- 1-1 拠点となる緑環境の保全
- 1-2 水と緑のネットワークの確保
- 1-3 函館特有の緑の魅力確保

基本方針2

生活にうるおいと活力をもたらす緑をつくる

- 2-1 身近な緑の再生・活用
- 2-2 多様なニーズに対応できるオープンスペースの充実
- 2-3 公共空間の緑化による良好な都市景観の保全

基本方針3

災害から市民を守る緑を保つ

- 3 防災面に配慮した緑の保全

基本方針4

みんなで緑あふれるまちづくりを進める

- 4-1 民有地の緑のボリュームアップ
- 4-2 緑化に向けた意識の高揚
- 4-3 協働による緑のまちづくりの推進

基本方針1 「水と緑に囲まれた都市・函館」を守る

1-1 拠点となる緑環境の保全

市域の北東部から東部に広がる山岳地や市街地と山岳地の間に広がる丘陵地に分布する樹林地など、本市の都市環境の保全に大きく寄与している価値の高い樹林地については、保安林など現行制度を活用し、今後とも適正に保全していきます。



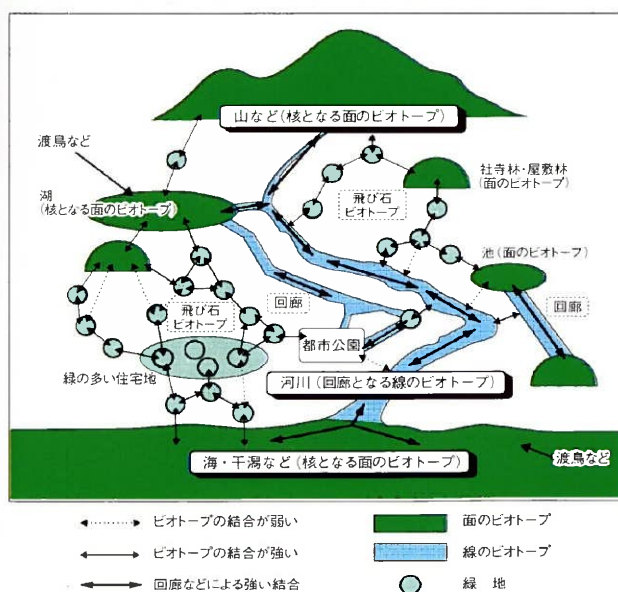
広大な丘陵地

また、農地については、山岳地の緑と同様に緑の豊かさを感じることで、市街地の後背緑地として位置づけられることから、良好な環境と風景を保全していきます。

1-2 水と緑のネットワークの確保

市街地内の公園や河川、街路樹、広路などは、良好な住環境をもたらす重要な緑であることはもちろん、様々な野生生物の生息場所や山岳地・丘陵地と海とを結ぶ移動経路としても機能することから、都市公園などの緑空間や河川、街路樹、広路などを保全し緑のネットワークの確保に努めます。

■ビオトープネットワークのイメージ



1-3 函館特有の緑の魅力確保

函館山麓部に存在する教会や洋風建築などの歴史的建造物や、五稜郭公園、函館公園、見晴公園などについては、函館の歴史を今に伝える函館独自の貴重な財産であり、市街地内における良好なオープンスペースとして重要な役割を果たしていることから、今後とも適切に緑を保全し、緑による総合的な魅力の確保に努めます。



元町公園



函館公園



見晴公園

基本方針2 生活にうるおいと活力をもたらす緑をつくる

2-1 身近な緑の再生・活用

① 都市公園の改修・再整備

市内の公園は、老朽化した施設が増加しており、維持管理には、多額の費用を要することが見込まれていることから、今後、計画的なリニューアル整備や維持補修を行い、ライフサイクルコストの低減を図ります。

また、将来にわたり安全で安心な公園機能を確保するため、公園施設の点検管理および更新計画を定める長寿命化計画を推進します。



遊具点検状況

具体的施策

緑に関する技術研究

老朽化した公園施設の補修や緑のリサイクルなど維持補修・管理技術の研究を進め、維持コストや環境負荷の低減を図ります。

緑のデータベースの作成

緑の管理の迅速化・適正化を期すため、公園・街路樹情報などのデータベース化を推進します。

② 未整備公園等の検討

未整備の公園や市民のニーズに対応できていない公園については、周辺の公園配置状況や利用状況など、地域の特性に合わせた見直しを検討するとともに、公園の整備状況や機能の分担を検討した上で、コンパクトシティの考え方を踏まえ、既存施設の活用や統廃合、見直しなどを進めます。

また、未整備の公園について、町会など公共的団体等から使用の申し出がある場合は、用地の貸し出しにより、有効活用を図ります。



未整備公園の活用例(青柳町会)

具体的施策

未整備の公園用地の活用

未整備公園の用地については、「函館市帰属公園の使用に関する取扱い要綱」に基づき、遊具等を設置するまでの間、町会・老人クラブなど公共的団体等へ貸し出し、有効活用を図ります。

③ 河川緑地の有効活用

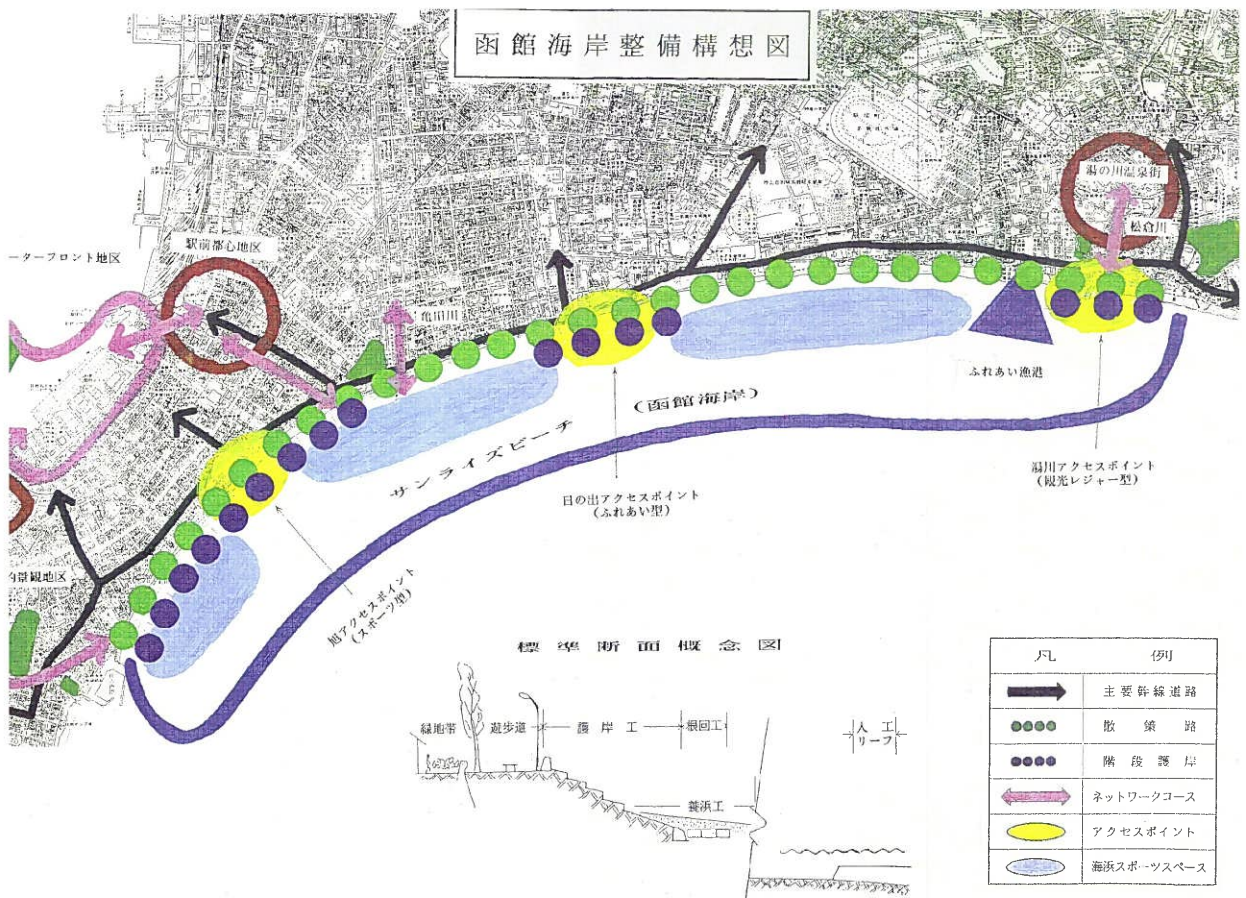
河川は、多様な生物の生息環境として重要な空間であるとともに、市民にとっては、良好な都市環境を構成する重要な要素ともなっていることから、安全性を十分に考慮したうえで、河川用地等を親水性の高いレクリエーション空間として保全します。



鮫川遊水地

④ 函館海岸の魅力向上

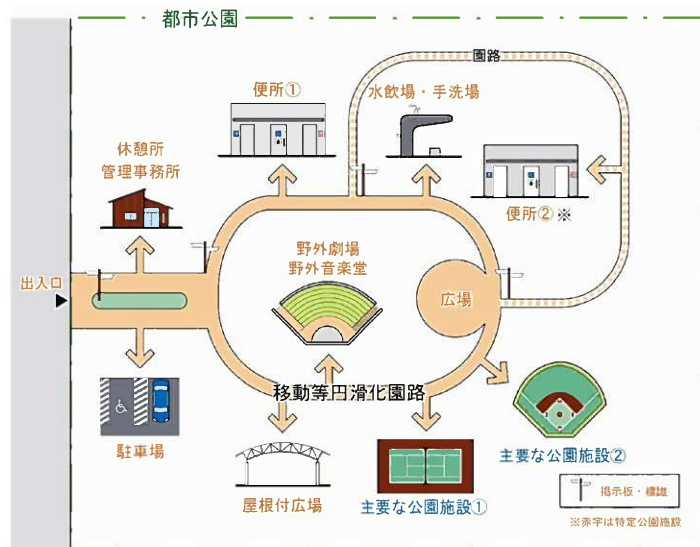
市民が親しめる水辺空間を創出するため、「函館海岸整備構想」に基づき、拠点となる緑地と海岸沿いを回遊できる散策道などの整備を検討します。



2-2 多様なニーズに対応できるオープンスペースの充実

① 都市公園のユニバーサルデザイン化

公園利用にともなう障害を取り除き、高齢者、障がい者を含むすべての人々が安全に緑の空間を享受できるよう、都市公園のユニバーサルデザイン化を検討します。特に、公園の出入り口や園路の勾配や段差、トイレなどの付帯施設について、改築・更新の必要が生じた際には、車いす使用者等に十分配慮するよう努めます。



移動円滑化園路概念図(国交省HPより)

② ニーズの多様化に対応した公園づくり

都市公園は、これまで、子どもを中心の遊び場として整備が進められてきましたが、近年、少子高齢化時代を迎えたことで、利用形態も変わってきており、公園に求められるニーズも変化していることから、地域の実情を踏まえ、健康器具の配置など、幅広い年齢層が楽しめる公園づくりを検討します。



健康器具 (昭和公園)

2-3 公共空間の緑化による良好な都市景観の保全

① 街路樹による都市景観の保全

街路樹は、都市の緑のなかでは最も身近な緑であり、美しい都市景観を形成するうえでは、欠くことのできない重要な要素となっていることから、枯損木の更新や空き枿への補植など、今後とも適正な維持・保全に努めます。



桜ヶ丘通 (柏木町)

② 魅力的な坂道景観の確保

函館山麓の坂道は、港と市街地を展望できる優れた景観構成要素であり、主要な坂道においては、石畳舗装と系統的な街路樹植栽を展開してきたことから、今日では、函館の原風景として観光的にも人気の高い良好なオープンスペースとなっています。

このため、今後ともこうした財産を守り、魅力あふれる都市景観の確保に努めます。



基坂（元町）

③ 公共公益施設の緑化

官公庁や学校、病院などの公共公益施設については、いずれも市街地内の主要地区に位置し、大きな面積を有しており、都市景観を構成するうえでは重要な要素となっていることから、その緑化に努めます。



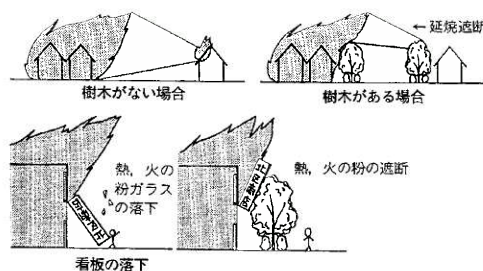
函館アリーナ前

基本方針3 災害から市民を守る緑を保つ

3 防災面に配慮した緑の保全

① 防火帯となる緑の保全

本市には、大火の復興事業により系統的に設置された坂道や広路があり、これらは火災の発生時には延焼遮断帯として機能する重要な緑となっていることから、今後とも、適正な保全に努めます。



街路樹の延焼防止効果

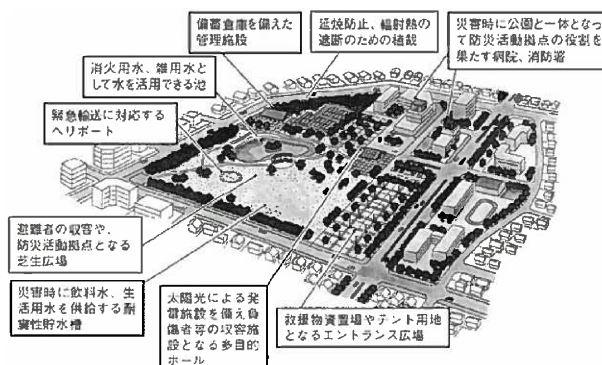
(まちづくりキーワード事典)

② 土砂災害抑制につながる緑の保全

急傾斜地などにおける土砂災害や市街地内での低地水害を抑制する機能を持つ急傾斜地や山すその樹林地などについて保全に努めます。

③ 避難路・避難地の確保

災害発生時において市民が安全に避難できるよう、避難地となる公園や避難路として機能する広幅員道路の防災面に配慮した樹木の保全に努めます。また、防災機能の拡充を進めるため、関係機関や関係部局との連携、協力体制の強化を図ります。



防災公園イメージ(国交省HPより)

基本方針4 みんなで緑あふれるまちづくりを進める

4-1 民有地の緑のボリュームアップ

民有地での緑化を進めるため、毎年、緑の週間に実施している苗木の無料配付事業や、保存樹木等の指定を継続するとともに、各戸で行われているガーデニングのさらなる普及に向けて、花と緑づくりに関する講座等の開催に取り組みます。

また、商業地については、幹線道路沿道の植樹柵の緑化活動を官民協働により進めてきましたが、今後も商店街や町会とともに、沿道花いっぱい事業等により地域の緑の保全・創出を進めていきます。

具体的施策

緑の週間事業

都市緑化の推進を図るため、「緑の週間」に、市民記念植樹や出生記念苗木配布、学校植樹などを行います。

保存樹木等の指定

都市の美観を維持するために保存樹木等を指定し、保存費用の一部を助成します。

花と緑づくりに関する講座等

花と緑と自然に親しむ機会を提供するため、市民ニーズに対応した講習会・講座等を開催します。

4-2 緑化に向けた意識の高揚

① 学校教育における緑化活動の推進

次の世代を担う子供たちの緑を愛する心を育むため、緑に関する教材の作成、緑の専門家や専門職員の派遣を行うなど、学校教育において緑化活動が効果的に展開されるよう、取り組みを進めます。

具体的施策

学校花壇等の緑化活動

学校における花壇の整備や緑に関する体験学習等を実施し、緑化活動の裾野の拡大を図ります。



苗木の配布



幹線道路沿道での植栽



市民記念植樹



学校花壇

緑の副読本の配布

最も感受性豊かな小学生の段階において、緑化意識の啓発を図るため、緑に関する教材を作成し、市内の小学3年生全員に配布します。

② 緑化顕彰制度の充実

自主的な緑化活動をたたえとともに、より一層民有地等の緑化活動を促進するため、花と緑の表彰制度を検討します。

③ 緑に関するイベント・PRの充実

花と緑のまちづくりを推進するためには、緑に対するより一層の市民意識の高揚が求められることから、今後とも公園におけるイベントの開催や、各種講座を実施します。

具体的施策

ホームページの開設

インターネットを利用して市内の代表的な緑などを広くPRするとともに、緑づくりに関する情報提供と情報収集などを行います。

パンフレットの製作

市民による緑化活動の裾野を拡大するため、公園や緑に関する様々な技術等を幅広く紹介するパンフレットを作成します。

公園情報誌の発行

緑化イベントや緑化施策のPRを図るため、公園情報誌等による情報提供を進めます。

花と緑のフェスティバルや講習会等の開催

花と緑のまちづくりを推進するため「花と緑のフェスティバル」等を継続して開催するほか、市民の緑づくりの「きっかけ」となるよう、花と緑に親しむ機会を提供するため、市民ニーズに対応した講習会・講座等を開催します。



緑の副読本



緑化活動団体の表彰



公園フェスティバル



花と緑のフェスティバル

④ 緑の専門家の育成

市民からの緑に関する相談や学校等からの人材派遣要望に応えるため、専門的知識を有する人材を育成します。また、各種講座への受講者を、緑の専門家として育成・活用することを検討します。

具体的施策

フラワーマスター等の育成

フラワーマスターの育成・充実を図るとともに、地域の園芸相談員として町会・学校等に紹介し、花壇づくりや緑づくりのアドバイスをを行います。

ボランティアの育成

主要な公園に、市民の憩いの場としての活用促進や自然環境の保全を図るため、園内の管理や案内、マナーを指導する、ボランティアを育成・配置します。



アレンジメント講座



ボランティア活動（市民の森）

⑤ 計画への市民参画

緑に関する計画等は、市長の諮問に応じて緑化の推進について審議する「函館市緑化審議会」や身近な緑の創出や管理などについて協議する「函館市緑のパートナー会議」を活用し、市民や関係機関の意見を踏まえたうえで実施します。



緑のパートナー会議

4-3 協働による緑のまちづくりの推進

① 多様な主体による公共の緑づくり・緑の管理

街区公園等の小規模な公園の維持管理については、町会など地域住民の協力を得ながら適正管理に努めます。また、管理を継続していくための担い手の育成や、その支援などを検討し、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を分担し、パートナーシップによる緑づくりを推進していきます。

具体的施策

公共花壇等の緑化

公共花壇等の緑化により、都市の景観および市民の緑化意識の向上を期すため、市民との協働による植栽活動を行います。



公共花壇等の緑化

企業や団体による緑化

緑化活動の啓発と拡大を期すため、緑化事業に協賛する企業の出資による花壇を整備します。

② 緑化団体の活動への支援

緑づくりに関する団体等の様々な取り組みは、今日、緑あふれるまちづくりを推進していくうえでの大きな力となっています。ボランティア思想に基づくこれら社会的活動が、市民の自発性にに基づき、今後さらに充実・発展していくためには、活動に対する行政などの支援が特に重要と考えられることから、緑化活動を行う団体などに対する支援策を継続・検討します。



企業花壇による緑化

具体的施策

ボランティアサポートプログラムによる道路緑化の推進

道路の清掃や美化活動を目的とするボランティア団体と、道路管理者、市の3者が協定を結び、団体に対し花苗や資材を提供し、道路の緑化を進めます。



ボランティアによる道路緑化